



国土交通省

東北地方整備局
新庄河川事務所

大石田出張所

5/23 (金) 堤防モニタリング

本格的な出水期を前に、堤防の崩れや亀裂などの異常・変状箇所の早期発見を目的に、大石田出張所管内の最上川、丹生川左岸の合計約10kmの堤防の徒歩点検を実施しました。

今回の点検では緊急性を要する異常箇所等は発見されませんでした。



▼天端（堤防の頂部）の破損箇所を確認しています。



▼貫入棒で堤防が弱体化していないか、締固め度を確認しています。



5/27(火)・28(水) 許可工作物合同点検

梅雨・台風等による出水に備えて、許可工作物の施設管理者と国土交通省の職員が合同で工作物の機能や安全性に問題がないか点検を行いました。

損傷等はないか、施設がしっかり作動するか、安全に操作を行うことができるかなど確認しました。



5/30(金) 重要水防箇所合同巡視

大雨などで河川が増水して危険が予想される時に、重点的に巡視点検が必要な箇所を「重要水防箇所」と言います。では、具体的にどのような場所のことを言うのでしょうか。

- 増水した河川の水が、堤防の高さを超えてあふれ出す危険がある箇所
- 洪水時に河川の水位が上昇することで、堤防本体や堤防の下から水が吹き出して、堤防が崩れるおそれのある箇所
- 橋桁の高さが低い箇所
- 堤防を新しく作ってから3年以内の箇所
- 堤防の工事を実施している箇所
- 過去に堤防が崩れて河川の水が溢れ出たことがある箇所
- 昔、川が流れていた箇所

以上の箇所を「重要水防箇所」とし、危険の度合いに応じて巡視点検を行います。当日は、水防団や区長を始めとする地域住民の方々や各行政機関(県・尾花沢市・大石田町・警察・消防本部・防災エキスパート)が一同に会し、洪水が起きたときに、迅速かつ効率的に水防活動が出来るよう、情報共有を図りながら現地を確認していききました。



6/6(金) ボート巡視

ボート巡視は、通常行っているパトロール車での巡視では見えにくい河岸の崩落状況や護岸の様子を、より近くから確認する事ができるため、河川を管理するうえでとても重要な点検になります。

当日は袖崎揚水機場を出発し、約22kmの区間を確認しました。

点検した結果、緊急的な対応が必要な箇所はありませんでしたが、今後も定期的に水上巡視を行い、経過観察・点検を行ってまいります。



6/18(水) インターンシップ

新庄河川事務所では、毎年高校生のインターンシップを受け入れています。

今年は新庄神室産業高校の生徒3名が水生生物調査に参加したほか、堤防や排水樋管の役割、出張所が管理している施設の見学や、除草機械操作などを体験しました。



6/18(水) 水生生物調査 ♀大石田小学校4年生♀

場所: 岩ヶ袋地内すいか橋付近

新庄河川事務所では、沿川の学校の協力を得て、水生生物による水質調査を実施しています。

水生生物による河川の水質調査は、主に川底に生息している生物を採集し、生物の種類や数により、その川の水質の状況を簡易的に調べるものです。

参加者が地域の身近な河川の水質状況を知ること、河川愛護の重要性等について興味を持ち、理解を深めていただくことを目的としています。



どんな水生生物がいるかな?



ピンセットや虫眼鏡を使って水生生物の種類と数を調べました😊



バックテストを使って水質調査

大石田小学校4年生のみなさん、ご協力ありがとうございました。

大石田出張所管内

～工事の紹介～

工事名 : 最上川中流大石田地区維持工事
工期 : 令和7年4月1日～令和8年3月31日
工事場所: 尾花沢市毒沢～北村山郡大石田町今宿 地内
施工業者: (株)新庄砕石工業所
施工内容: 堤防除草・施設維持・修繕

【現場代理人】
矢口 昌志



堤防除草シーズンになり、安全作業に努めてまいります。堤防散策の際は安全上、作業者に近づかないよう皆様のご協力よろしくお願い致します。

工事名 : 最上川中流横山地区災害復旧工事
工期 : 令和7年4月18日～令和8年3月19日
工事場所: 大石田町大字田沢 地内
施工業者: (株)はながさ建設
施工内容: 護岸工事

【現場代理人・監理技術者兼務】
大場 宏幸



安全対策をしっかり行い、工事を進めてまいります。地域の皆様のご理解、ご協力の程よろしくお願い致します。

【発行】

国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所 大石田出張所
(担当: 上林・大山)
〒999-4113 大石田町大字今宿字鷺の原466-2
(TEL) 0237-35-2024 (FAX) 0237-35-2354

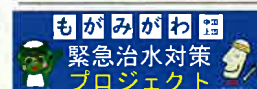
※「川通信 おおいしだ」をご覧になってのご感想やご意見をお寄せ下さい。
※工事現場や河川管理施設をご覧になりたい方は、大石田出張所までご連絡ください。

ホームページもご覧下さい!

<http://www.thr.mlit.go.jp/shinjiyou/>

新庄河川

検索



除草希望者を公募します。

大石田出張所では、資源の有効利用と処分費のコスト削減を図るため、河川区域内の除草にご協力してもらえ方を募集します。

簡単な条件を満たせば、どなたでも応募が可能です。

尚、除草した刈草は持ち帰ることができます。

【応募期間】 令和7年6月23日（月）～令和7年6月30日（月） **【先着順】**

【作業期間】 令和7年7月 7日（月）～令和7年7月25日（金）（予定）

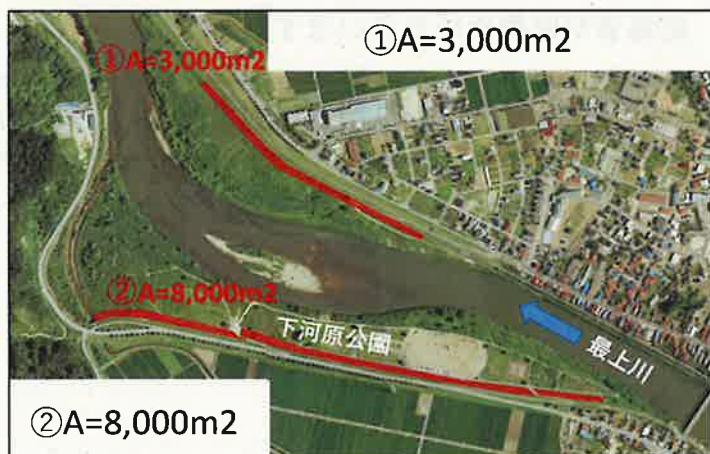
【申込方法】 大石田出張所にて、応募様式及び作業計画書を記入し、申し込みをお願いします。

受付時間は平日の9：00～16：30までになります。

※事前申込み・電話での申し込みはできません。

【応募資格等】 **裏面の留意事項を必ずご確認ください。**

【除草場所】 大石田町横山地区・大石田地区の高水敷
※詳細は下図参照



区画	場所	面積	区画規模	
			延長	奥行き
①	大石田地区	A=3,000m ²	L=600m	W= 5m
②	横山地区	A=8,000m ²	L=800m	W=10m

※除草範囲は予定であり、変更になる場合があります。

国土交通省 新庄河川事務所 大石田出張所

住所：北村山郡大石田町大字今宿字鷺の原 4 6 6 - 2

電話：0237-35-2024

FAX：0237-35-2354



留 意 事 項

1. 公募除草の応募資格について

- ☐ 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではないこと。
- ☐ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではないこと。
- ☐ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- ☐ 直近1年間の税を滞納している者ではないこと。
- ☐ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。

2. その他

- ☐ 刈草採取に当たっては、河川産出物の許可手続き（河川法第25条）が必要になります。
- ☐ 除草、搬出に要する費用は、全て応募者の負担とし、除草した刈草は持ち帰ることができます。
- ☐ 刈草の搬出時には道路交通法等関係法令を遵守し、周囲に配慮してください。
- ☐ 除草時の事故については自己責任となります。ただし、事故（ケガを含む）発生時には出張所に必ず連絡してください。
- ☐ 河川敷地内には多種多様な植物が生育しており、除草した刈草に、人体・家畜等にとって有毒植物が混入する可能性があるため、刈草の利用にあたっては十分ご確認いただき、自己責任においてご利用ください。
- ☐ 第三者へ危害を及ぼした場合は、応募者が賠償責任を負います。

応募様式で得た個人情報、公募除草以外の目的には使用しません。